

## 学校園における教育職の臨時的任用職員の学期間任用の廃止について

### 1 変更内容

病気休暇等の代替として任用する教育職の臨時的任用職員については、課業期間に限って任用しているところ、令和2年12月以降、課業期間・長期休業期間の区別を考慮することなく、必要な期間において任用を行うこととする。

<学期間任用を行っている臨時的任用職員>

#### ○ 代替

- ・ 病気休暇代替講師・病気休暇代替養護助教諭
- ・ 介護休暇代替講師・介護休暇代替養護助教諭
- ・ 妊娠障害休暇代替講師・妊娠障害休暇代替養護助教諭

#### ○ 妊娠職務軽減

- ・ 妊娠職務軽減養護助教諭
- ・ 妊娠職務軽減幼稚園講師

### 2 実施時期

令和2年12月1日

(参考)

#### 【変更前の発令パターン例】

	2 学期	冬季休業期間 (12/26～1/7)	3 学期
正規職員	病気休暇(11/15～2/14)		
代替講師	任用 (11/15～12/25)	任用なし	任用 (1/8～2/14)

#### 【変更後の発令パターン例】

	2 学期	冬季休業期間 (12/26～1/7)	3 学期
正規職員	病気休暇(11/15～2/14)		
代替講師	任用(11/15～2/14)		